

社会福祉法人長柄町社会福祉協議会個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、社会福祉法人長柄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

(定義) (※法第2条関係)

第2条 本規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

二 個人識別符号が含まれるもの

2 本規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 本規程において「要配慮個人情報」とは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報であつて、次の各号のいずれかの記述等が含まれる個人情報をいう。

一 本人の人種、信条、社会的身分

二 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること

三 本人の病歴、医師等による健康診断その他検査の結果及び指導、診療、調剤が行われたこと

四 本人の犯罪の経歴

- 五 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
 - 六 本人を罪を犯した少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと
 - 七 犯罪により本人が害を被った事実
- 4 本規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものを除く。）をいう。
- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 本規程において「個人データ」とは、第4項に定める個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 6 本規程において「保有個人データ」とは、本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、並びに第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、当該データの存否が明らかになることにより、本人及び第三者の生命、身体又は財産が侵害されるおそれのあるもの等を除く。
- 7 本規程において「本人」とは、個人情報から識別される個人をいう。
- 8 本規程において「職員」とは、本会の業務に従事するすべての者をいい、役員並びに非常勤者、職員、非常勤職員及び臨時職員並びに非常勤嘱託員、運転手等を含む。
- 9 本規程において「個人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(責務及び法令遵守)

第3条 職員は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、その従事する事業において個人情報の保護を図らねばならない。

第2章 個人情報の利用目的の特定等

(利用目的の特定)

第4条 職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 本会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

(事業ごとの利用目的等の特定) (※法第 17 条関係)

第 5 条 本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定める「個人情報取扱業務概要説明書」を作成するものとする。

(利用目的外の利用の制限) (※法第 18 条関係)

第 6 条 職員は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前 2 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 本会は、合併その他の事由により他の社会福祉協議会等からの事業承継又は行政機関等からの業務受託に伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継及び受託前における被承継者及び委託者が本人に示した当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前 2 項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。ただし、その場合であっても個人情報の取り扱い範囲は真に必要な範囲に限定しなければならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第 3 章 個人情報の取得の制限等

(取得の制限) (※法第 20 条関係)

- 第 7 条 職員は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行わなければならない。
- 2 個人情報は、原則として本人から取得しなければならない。ただし、本人の同意がある場合や、次項の各号の場合は除く。

- 3 職員は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - 五 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、出版、報道等により公開されている場合
 - 六 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - 七 本規程第12条により、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

(取得に際しての利用目的の通知等) (※法第21条関係)

第8条 職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
- 3 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第4章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

- 第9条 本会及び職員は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。
- 2 本会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
 - 3 本会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。
 - 4 本会及び職員は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実、かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
 - 5 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を契約書上明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
 - 6 職員は、本会が保有する個人データについて、その目的の如何にかかわらず、無断で本会事務所以外に持ち出してはならない。なお業務上持ち出しが必要となる場合が見込まれる場合は、本規程第5条による「個人情報取扱業務概要説明書」にその旨明記し、かつ本人又は委託先の同意を得なければならない。

第5章 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

- 第10条 本会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨

並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 3 本会は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等) (※法第29条関係)

第11条 本会は、個人情報第三者に提供したときは、次の各号の記録を作成する。なお、前条第1項の事由により本人の同意を得ずに第三者に個人情報の提供を行った場合、次の第二号から第五号の記録を作成する。

- 一 本人の同意を得ている旨
- 二 当該個人データを提供した年月日
- 三 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
- 四 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
- 五 当該個人データの項目

- 2 第1項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認等) (※法第30条関係)

第12条 本会は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、法令により確認を要しないとされている場合はこの限りではない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 本会は、第1項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。

- 一 個人データの提供を受けた年月日
- 二 前項の各号に掲げる事項
- 三 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
- 四 当該個人データの項目

- 3 第2項の記録の保存期間は、その作成日から3年間とする。

(保有個人データに関する事項の公表等) (※法第 32 条関係)

第 13 条 本会は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置き、または本人から照会を受けたときに遅滞なく回答する。

一 本会の名称

二 すべての保有個人データの利用目的（本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合は除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による請求に応じる手続

四 保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

2 本会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合

3 本会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

第 6 章 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止

(保有個人データの開示等) (※法第 33 条関係)

第 14 条 本人は、本会对し、本会が保有する個人データに関し、当該本人に係る保有個人データの開示について口頭又は書面にて請求することができる。

2 本会は、請求があった場合には、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示を行うこととする。なお、当該本人に係る保有個人データを有していない場合、その回答も同様の取り扱いとする。

3 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示を請求した本人の同意がある場合には、事務所内での閲覧等他の方法によることができる。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、開示の全部又は一部を行わないことができる。

一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利、利益を侵害するおそれがある場合

二 本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

三 他の法令に違反することとなる場合

5 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し、書面によ

りできる限り速やかに行うものとし、不開示の場合にはその理由を明示することとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除等) (※法第 34 条関係)

第 15 条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3 本会は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等) (※法第 35 条関係)

第 16 条 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 5 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 7 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、本会に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 10 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 本会は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本会は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定

をしたとき、又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明) (※法第36条関係)

第17条 本会は、第13条第3項、第14条第5項、第15条第3項又は第16条第5項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(代理人による開示等の請求等) (※法第37条第3項関係)

第18条 保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。

- 一 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
- 二 開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人

第7章 個人情報保護管理者、苦情対応

(個人情報保護管理者)

第19条 本会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせるものとする。

- 2 個人情報保護管理者は、事務局長とする。
- 3 個人情報保護管理者は、会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、職員に対する教育・事業訓練等を行う責任を負うものとする。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を行うものとする。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する職員に委任することができる。

(苦情対応) (※法第40条関係)

第20条 本会における個人情報の取り扱いに関し、本人又は第三者から苦情の申し出がなされた場合には、迅速かつ適切な対応に努めるものとする。

- 2 苦情解決に係る体制整備のため、本会に苦情解決責任者及び苦情対応責任者をおく。苦情解決責任者は事務局長とし、苦情対応責任者は各事業において苦情を受け付けた職員の上位に位置する職員とする。苦情を受け付けた職員は、遅滞なく上位職員である苦情対応責任者に報告し、その指示を受けて迅速に必要な対応を図るものとする。

- 3 苦情対応責任者は、苦情の内容及び対応結果について書面にて苦情解決責任者に報告を行わなければならない。
- 4 苦情解決責任者は、各事業における苦情受付状況を一定期間ごとに整理し、個人情報保護管理者及び会長に報告しなければならない。

(職員の義務)

- 第21条 職員又は職員であった者は、業務上知りえた個人情報について、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2 本規程に違反又は違反するおそれのある事実を認知した職員は、その旨を速やかに個人情報保護管理者に報告しなければならない。
 - 3 個人情報保護管理者は、前項に基づく職員からの報告を受けた場合には、適切な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じて本会会長に対し報告しなければならない。

第8章 雑 則

(その他)

- 第22条 この規程の実施に当たり必要となる事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人長柄町社会福祉協議会個人情報保護規程（平成26年4月1日制定）は、平成30年4月1日をもって廃止する。

附 則

- この規程は、令和7年10月24日から施行する。